

クローズアップ刑弁

第1回 被告人質問において、捜査段階で黙秘していたことについて
検察官から質問された場合の異議

刑事弁護委員会委員 柏本 英生 (69期)

1 「クローズアップ刑弁」連載開始にあたって

今回から、3カ月に1回のペースで、刑事弁護に関する連載を開始することになった。執筆は当会刑事弁護委員会委員が担当する。

刑事弁護の領域は大昔から日々進歩を続けている。刑事事件における弁護実践の中には、当初は一部の弁護人しか行わず検察庁や裁判所もあまり理解を示さなかったが、先人の弁護人らの努力によって徐々に実務を動かし、現在では定石となりつつある活動もある。黙秘、被告人質問先行、被告人の着席位置を弁護人の隣とすること(SBM=sit by me)、手錠腰縄問題などが挙げられるだろう。当連載では、近時の刑事弁護実務におけるホットトピックに毎回焦点を当て、よりよい弁護活動を行っていくために必要な情報を発信していく予定である。

第一回では、「黙秘」をテーマとし、その中でも、「被告人質問において、被告人が捜査段階で黙秘していたことに関する質問を検察官がしてきた場合の対応」について紹介したい。

2 捜査段階における黙秘

現在では、捜査段階において黙秘を選択・指示することは当たり前になりつつある。司法研修所においても、「黙秘が原則」との指導が行われるまでになった。当会の新人ゼミ研修や各種研修でも、原則としては黙秘を指示することを前提に、被疑者に黙秘を継続してもらうためのアドバイスの仕方等を具体的に指導している。

捜査段階において原則として黙秘を指示すべき理由や、具体的な対応の仕方等については、次回取り上げる予定である。以下では、捜査段階で被疑者が黙秘をしていたことを前提に、公判でどのように対応すべきかについて検討を加える。

3 黙秘について理由を聞かれた場合の異議

捜査段階で黙秘を指示すると、供述調書が全く存在しないか、存在したとしても、弁護人による初回接見前に作成された簡素な弁解録取書や身上調書のみであることが多くなる。そのため、公判においては必然的に被告人質問先行となる(弁解録取書や身上調書を検察官が証拠請求してきた場合も不同意、必要性なしと意見を述べた上、被告人質問終了後まで採否を留保するよう裁判所に働きかけることになろう)。

その際、反対質問において、捜査段階で黙秘したことについて質問されることがある。

その場合には、主に、以下のような流れで黙秘に関する質問が行われていくことが多いと思われる。

- ① 検察官「捜査段階で黙秘していましたよね」
被告人「はい」
- ② 検察官「なぜ黙秘していたのですか」
被告人「弁護人と相談して黙秘することに決めました」
- ③ 検察官「黙秘をするのは不誠実な態度ではないかと思いませんか」「真実をすべて正直に話そうとは思わなかったのですか」「被害者に対する反省の気持ちはなかったのですか」等の質問が続く

普段から捜査段階で黙秘を指示している弁護士であれば、公判において、このような反対質問をされた経験をいくつも持ちであろう。その対策として、「黙秘の理由を尋ねられたら弁護人に黙秘するよう言われたからと答えてください」とアドバイスする弁護士は多いかもしれない。しかし、それだけでは不十分である。なぜなら、検察官が黙秘していたことに関する質問をすることで、事実認定者が「この被告人は自分に不都合なことがあったから供述できなかったのであろう」などと不利益な推認をしてしまう危険性があるからで

ある。このような不利益推認が行われる危険性は、事実認定者が裁判員であっても裁判官であっても同じように存在する。

不利益推認の禁止は黙秘権の権利内容として当然に導かれるものである。また、不利益推認が行われようとする状況を作出すことは、黙秘権の行使を萎縮させることにつながるから、実質的に黙秘権を侵害するものであることは明らかである。

そのため、異議を出す必要がある。検察官が黙秘に関する質問を始めた①の時点で異議を出すべきである。「異議があります。検察官がこれから黙秘の理由を尋ねようとしていることは明らかです。捜査段階において黙秘したことについて質問することは、実質的には黙秘権侵害です」といった異議を述べるべきである。また、捜査段階において黙秘をしていたとの事実、争点に関する判断になんら影響を及ぼさないとはいえないから、「関連性がない」との異議を述べることも可能であろう。

周りの委員に尋ねたところ、①の質問に対して異議を出した場合の対応は裁判官によってまちまちであり、異議が認められたり検察官の尋問を制限したりする場合もあるが、異議を認めない裁判官も相当数いるようである。

①の質問に対する異議が認められず、②の質問がなされたら、再度、「黙秘の理由を尋ねることは実質的な黙秘権侵害である」との異議を述べる。必要に応じて、「黙秘権の行使を萎縮させるような活動は許されない」とも主張する。周りの委員に聞いたところ、この段階では、多くの裁判官が異議を認めるか尋問を制限するが、一部では尋問を制限しない裁判官もいるようである。

②の質問に対する異議も認められず、検察官がさらに

黙秘に関する質問を続ける場合には、再度異議を申立てることになる。しかし、周りの委員の話聞く限りでは、①②の質問がなされた時点で異議を出していれば、裁判所が止めるのか検察官が自主的に止めるのかはともかく③の質問が行われることは少ないようである。

検察官が③の質問を続けた場合の対処も事前に考えておく必要がある。まず前提として、検察官が質問をするたびに前述のような異議を毎回出すことになるであろう。ただし、依頼者に対して、質問にどう対応すべきか事前に指示しておく必要がある。対応としては、黙秘させるか質問に答えるかのいずれかになる。これまで述べたとおり、③の質問は実質的な黙秘権侵害に当たるものであって、そのような質問に答える必要はないし答えるべきではないから、黙秘させることが素直な帰結であろう。しかし、黙秘に関する質問をすることが実質的な黙秘権侵害に当たらないと考えている裁判体においては、まさに、黙秘をしていることによって不利益な推認をされる可能性がある。最終的には個々の弁護人の判断に委ねられることになるが、それまでの訴訟指揮を踏まえて不利益な推認をされる可能性が高いと思われる場合には、検察官からの質問に答えることも検討しなければならないだろう。

4 おわりに

黙秘権をはじめとする被告人の権利に関する裁判所の対応は未だ裁判官によってばらつきがある。裁判所の対応を変えていくためには、弁護人が行動を変えていかなければならない。弁護人が各種権利の重要性を理解し、被告人の権利保障に全力を尽くしていくことが望まれる。

「クローズアップ刑弁」では、次回以降も特定のテーマについて現在の実務の状況やあるべき弁護活動の姿について連載を行う。